

令和 7 年度

公共用水域及び地下水の水質
の 測 定 に 関 す る 計 画

徳 島 県

目 次

第1 公共用水域の水質の測定に関する計画

1 目 的	1
2 測 定 期 間	1
3 測 定 機 関	1
4 測 定 内 容	1
5 前年度からの変更点	2
6 採 水 方 法	4
(1) 採水時期	4
(2) 採水部位	4
(3) 採水時に実施すべき事項	4
7 採 泥 方 法	4
8 測 定 方 法	4
9 測定結果の送付及び異常値の報告について	4
(1) 測定結果の送付	4
(2) 報告が必要な異常値の基準	4
10 事故・災害時の対応	4
11 測定結果の公表	4
12 その他	4
13 測 定 計 画 表	5
(1) 河川水質測定計画表	5
(2) 海域水質測定計画表	12
(3) 底質測定計画表	18
14 測定地点図	19
(1) 河川測定地点図	19
(2) 河川詳細図	20
(3) 海域測定地点図	21
(4) 海域詳細図	22
(5) 全窒素・全りんに係る環境基準の水域区分及び環境基準測定点	23

第2 地下水の水質の測定に関する計画

1	目 的	2 5
2	測 定 期 間	2 5
3	測 定 機 関	2 5
4	調 査 方 法	2 5
	(1) 調査区分ごとの調査概要	2 5
	(2) 測定方法	2 6
	(3) その他	2 6
5	測 定 内 容	2 6
6	前年度からの変更点	2 6
	(1) 測定地点数の変更	2 6
	(2) 測定項目の変更	2 7
	(3) 測定頻度の変更	2 7
	(4) 測定月の変更	2 7
7	測定結果の送付及び異常値の報告について	2 7
	(1) 測定結果の送付	2 7
	(2) 報告が必要な異常値の基準	2 7
8	事故・災害時の対応測定結果の公表	2 7
9	測定結果の公表	2 7
10	その他	2 7
11	測 定 計 画 表	2 8
	(1) 概況調査計画表	2 8
	(2) 継続監視調査計画表	3 0
12	測 定 地 点 図	3 1

第3 参考資料

1	公共用水域関係	3 3
	(1) 環境基準の類型指定状況	3 3
	(2) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準等	3 7
	(3) 大腸菌数の環境基準値の設定	4 6
	(4) 公共用水域の水質・底質の測定方法等	4 7
	(5) 底質の暫定除去基準について	4 9
2	地下水関係	5 2
	(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準	5 2
	(2) 地下水の水質の測定方法等	5 3
3	全般 環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について	5 5

第 1 公共用水域の水質の測定に関する計画

令和 7 年度公共用水域の水質の測定に関する計画

1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、本県の区域に属する公共用水域の水質の測定に関する国及び地方公共団体の計画を統一的視点から総合的に実施できるよう協議並びに調整して、公共用水域の水質の測定について必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日とする。

3 測定機関

機 関 名	
国土交通省	(四国地方整備局徳島河川国道事務所・那賀川河川事務所)
徳島県	(環境管理課・保健製薬環境センター・南部総合県民局・西部総合県民局)
徳島市	(環境保全課)
鳴門市	(環境政策課)
小松島市	(市民環境課)
阿南市	(環境保全課)
北島町	(まちみらい課)

4 測定内容

測定地点、測定項目、測定時期等については、13 の測定計画表による。

令和 7 年度測定地点数

	年 度	水 質			底 質		
		河 川	海 域	計	河 川	海 域	計
河川・海域数 (類型指定水域数)	令和 7	37 (26)	9 (11)	46 (37)	7	1	8
	令和 6	37 (26)	9 (11)	46 (37)	6	1	7
測定地点数 (環境基準点)	令和 7	75 (26)	31 (25)	106 (51)	10	1	11
	令和 6	75 (26)	31 (25)	106 (51)	10	1	11

5 前年度からの変更点

区分	項目	地点		変更内容
河川	PFOS及びPFOA	吉野川下流	高瀬橋	ローリングによる地点変更
		那賀川上流	蔭谷橋	
		牟岐川	牟岐橋	
		宍喰川	中角大橋	
	生活環境項目 I (pH, DO, BOD, SS)	今切川下流	鯛浜橋	測定頻度の削減 (12回→4回)
		勝浦川	江田潜水橋	
		神田瀬川	西の口橋	
	大腸菌数	今切川下流	鯛浜橋	測定頻度の削減 (12回→4回)
		今切川下流	河口	
		勝浦川	江田潜水橋	
	塩化物イオン (塩素イオン)	神田瀬川	西の口橋	測定頻度の削減 (12回→6回)
		撫養川	大里橋	
		神田瀬川	神代橋	
	クロロフィルa	打樋川	天神橋	測定頻度の削減 (4回→2回)
		旧吉野川上流	河口堰上流側	
		今切川下流	鯛浜堰上流側	
	セレン	今切川下流	河口	測定頻度の増加 (0回→6回)
		吉野川上流	国見山橋	測定月の変更 (11月→5月)
		撫養川	大里橋	
		勝浦川上流	福原大橋	
		神田瀬川	神代橋	
		那賀川上流	蔭谷橋	
		桑野川上流	桑野谷橋	
		岡川	西方潜水橋	
		打樋川	天神橋	
		福井川	大西橋	
		椿川	加茂前橋	
		日和佐川	永田橋	
		牟岐川	牟岐橋	
		海部川上流	吉野橋	
		海部川下流	新海部川橋	
		母川	母川橋	
		宍喰川	中角大橋	
	チウラム、シマジン、チオベンカルブ、EPN	吉野川上流	国見山橋	測定月の変更 (11月→9月)
		撫養川	大里橋	
		勝浦川上流	福原大橋	
		神田瀬川	神代橋	
		那賀川上流	蔭谷橋	
		桑野川上流	桑野谷橋	
		岡川	西方潜水橋	
		打樋川	天神橋	
		福井川	大西橋	
		椿川	加茂前橋	
		日和佐川	永田橋	
		牟岐川	牟岐橋	
		海部川上流	吉野橋	
		海部川下流	新海部川橋	
		母川	母川橋	
		宍喰川	中角大橋	

区分	項目	地点		変更内容
海域	PFOS及びPFOA	紀伊水道海域	st-1	測定項目の追加
	クロロフィルa	富岡港	st-2, 4, 6	測定頻度の増加（0回→6回）
		椿泊湾	st-1	
		県南沿岸海域	st-3	
	生活環境項目II (pH, DO, COD)、塩素量	橘港	st-a, b	測定頻度の増加（上層・中層0回→4回）
	六価クロム、総クロム、溶解性マンガン、透明度	橘港	st-a, b, c	測定頻度の削減（4回→2回）
	LAS	県北沿岸海域	st-1	測定月の変更（9月→11月）
		紀伊水道海域	st-2, 9	
		小松島港	st-1, 4	
		富岡港	st-2	
		橘港	st-1	
		椿泊湾	st-1	
		県南沿岸海域	st-2	
	チウラム、シマジン、チオベンカルブ、EPN	県北沿岸海域	st-1	測定月の変更（11月→9月）
		紀伊水道海域	st-2, 9	
		小松島港	st-1, 4	
		富岡港	st-2	
		橘港	st-1	
		椿泊湾	st-1	
		県南沿岸海域	st-2	
底質	カドミウム、全シアン	新町川（旧漁連前）から勝浦川（飯谷橋）に変更		ローリングによる地点変更

6 採水方法

(1) 採水時期

- ア 採水は、採水前日において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶものとする。
- イ 低水量時及び水利用が行われている時期を含めるものとする。

(2) 採水部位

- ア 河川については、原則として流心部の表層水（水面から水深の20パーセントの部位）とする。
- イ 海域については、原則として表層（海面下0.5m）、中層（海面下2m）とし、必要に応じて下層から採水するものとする。

(3) 採水時に実施すべき事項

- ア 河川の場合、原則として、次の事項を実施するものとする。
採水日時、水深、降雨状況、採水地点付近の地形及び利水状況、主要な汚濁源などを記録する。また、水温、気温、濁り、臭気などについても、現地で観測するものとする。
- イ 海域の場合、原則として上記のアのほか、次の事項を実施するものとする。
干潮時の時刻及び潮位、潮流などを記録するものとする。
- ウ 上記の他は、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）に準拠する。

7 採泥方法

採泥試料は、同一場所で少しずつ位置をかえて採取することを原則とする。

表泥採取は、全地点で行うこととし、必要と認められる地点では、柱状採泥を行うものとする。

8 測定方法

原則として参考資料の1(4)に定める方法とする。

9 測定結果の送付及び異常値の報告について

(1) 測定結果の送付

各測定機関は、測定期間内の測定結果を環境省の水質関連システム（WEB報告）を用いて、次年度の5月末日までに報告するものとする。

また、指定様式により取りまとめて、電子メール又は電子媒体により県へ報告するものとする。

(2) 報告が必要な異常値の基準

各測定機関は測定の結果、健康項目について環境基準の超過が見られた場合には、徳島県環境管理課へ速やかに連絡を行い、徳島県環境管理課は、関連機関等への通知を検討する。

10 事故・災害時の対応

河川等の汚染やその拡散が懸念される事故・災害が発生、発見され、その影響把握が緊急に必要となる場合、関係機関が協議して迅速に調査を行うものとする。

1.1 測定結果の公表

測定結果は、水質汚濁防止法第17条に基づき、県のホームページ等で公表するものとする。

1.2 その他

この計画に定めのない事項については、関係機関が協議して定めるものとする。

13 測定計画表

(1)河川水質測定計画表

「・」は環境基準点であることを示す。

※「生活環境項目Ⅰ」とは、pH、DO、BOD、SSの項目をいう。

※「要監視項目Ⅰ」とは、塩化ビニルモノマー、エチレンオキシド、ラジカル重合剤、フェノール、ホルムアルデヒドの項目をいう。

[illegible]

※健康項目中のアルキル水銀は、総水銀が検出された検体で測定する。

[illegible]

※「生活環境項目Ⅰ」とは、pH、DO、BOD、SSの項目をいう。

※「要監視項目Ⅰ」とは、塩化ビニルモノマー、エビクロヒドリン、全マンガン、全鉛、クロム、フェノール、ホルムアルデヒドの項目をいう。

※「要覧」項目その他の項目とは、加味料 トンズー１ ２・クニナシ １ ２・クニナシ、ハッパ、イネ、ササ

[illegible]+10

※「生活環境項目Ⅰ」とは、pH、DO、BOD、SSの項目をいう。

[illegible]

※健康項目中のアルブミン水酸は、総水酸が検出された検体で測定する。

– 7 –

※「生活環境項目Ⅰ」とは、pH、DO、BOD、SSの項目をいう。

※「要註想項目その他」の項目！とけ かんきん 557-1 2-2 かんてい 0.0% 0-2 かんてい 0.0% かんてい 0.0%

[illegible]

※「生活環境項目Ⅰ」とは、pH、DO、BOD、SSの項目をいう。

※「要監視項目Ⅰ」とは、塩化ビニルモノマー、エピクロヒドリン、全マangan、フェノール、クロホルム、ウラン、クロホルム、ヒドの項目をいう。

[illegible]

水	環	我	件	口
---	---	---	---	---

– 9 –

※「生活環境項目Ⅰ」とは、pH、DO、BOD、SSの項目をいう。

※「要監視項目Ⅰ」とは、塩化ビニルモノマー、エビクロヒドリン、全マンガソ、全ホルム、フェノール、クロホルム、ウラン、クロホルム、ヒドの項目をいう。

[illegible]

水	環	境	影	响	因	素	分	析	表	明	生	活	環	境	項	目
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

– 10 –

※「生活環境項目Ⅰ」とは、pH、DO、BOD、SSの項目をいう。

※「要監視項目Ⅰ」とは、塩化ビニルモノマー、エビクロヒドリソ、エビクロヒドリソ、全マンガン、フェノール、ホルムアルデヒドの項目をいう。

[illegible]

水		環		起	年	日
---	--	---	--	---	---	---

県南沿岸海域に流入する河川

「・」はCODに係る環境基準点、「◎」は、窒素・磷及びCODに係る環境基準点であることを示す。
※「生活環境項目Ⅱ」とは、pH、DO、CODの項目をいう。

[illegible]

※「生活環境項目Ⅱ」とは、pH、DO、CODの項目をいう。

※健康項目中のアルギル水銀は、総水銀が検出された検体で測定する。

※「採水層」は「1」が表層（上層）、「2」が表層及び中層を示す。

– 13 –

※「生活環境項目Ⅱ」とは、pH、DO、CODの項目をいう。

※健康項目中のアルキル水銀は、総水銀が検出された検体で測定する。

※「採水層」は「1」が表層（上層）、「2」が表層及び中層を示す。

– 14 –

※「生活環境項目Ⅱ」とは、pH、DO、CODの項目をいう。

※健康項目中のアルキル水銀は、総水銀が検出された検体で測定する。

※「採水層」は「1」が表層（上層）、「2」が表層及び中層を示す。

[illegible]

「生活環境項目Ⅱ」とは、pH、DO、CODの項目をいう。

健康項目中のアルキル水銀は、総水銀が検出された検体で測定する。

「採水層」は「1」が表層（上層）、「2」が表層及び中層を示す。

抱經

※「生活環境項目Ⅱ」とは、pH、DO、CODの項目をいう。

[illegible]

※健康項目中のアルキル水銀は、総水銀が検出された検体で測定する。

※「採水層」は「1」が表層（上層）、「2」が表層及び中層を示す。

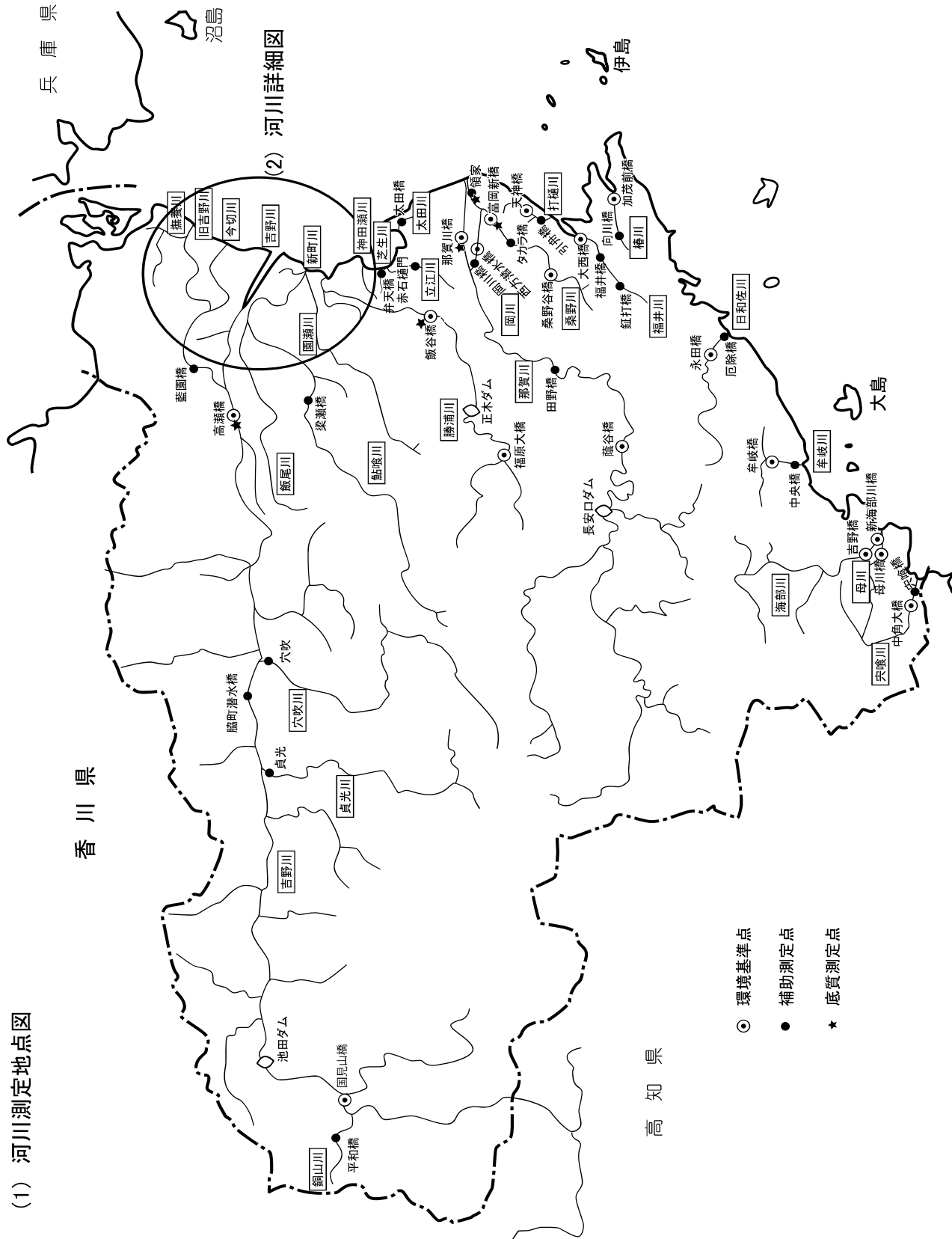
区域
沿海
县每

(3)底質測定計画表

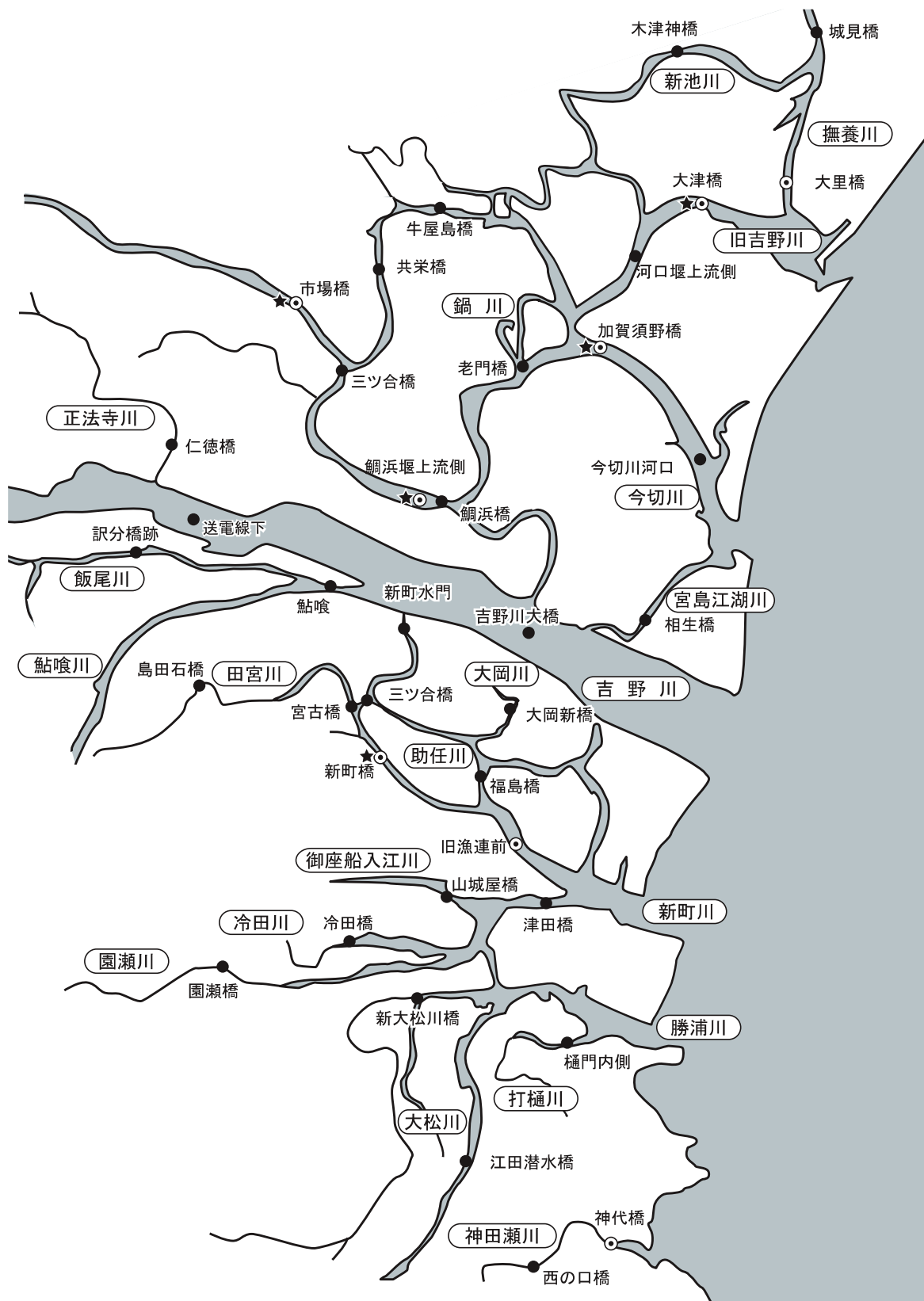
– 18 –

14 测定地点图

(1) 河川測定地点図

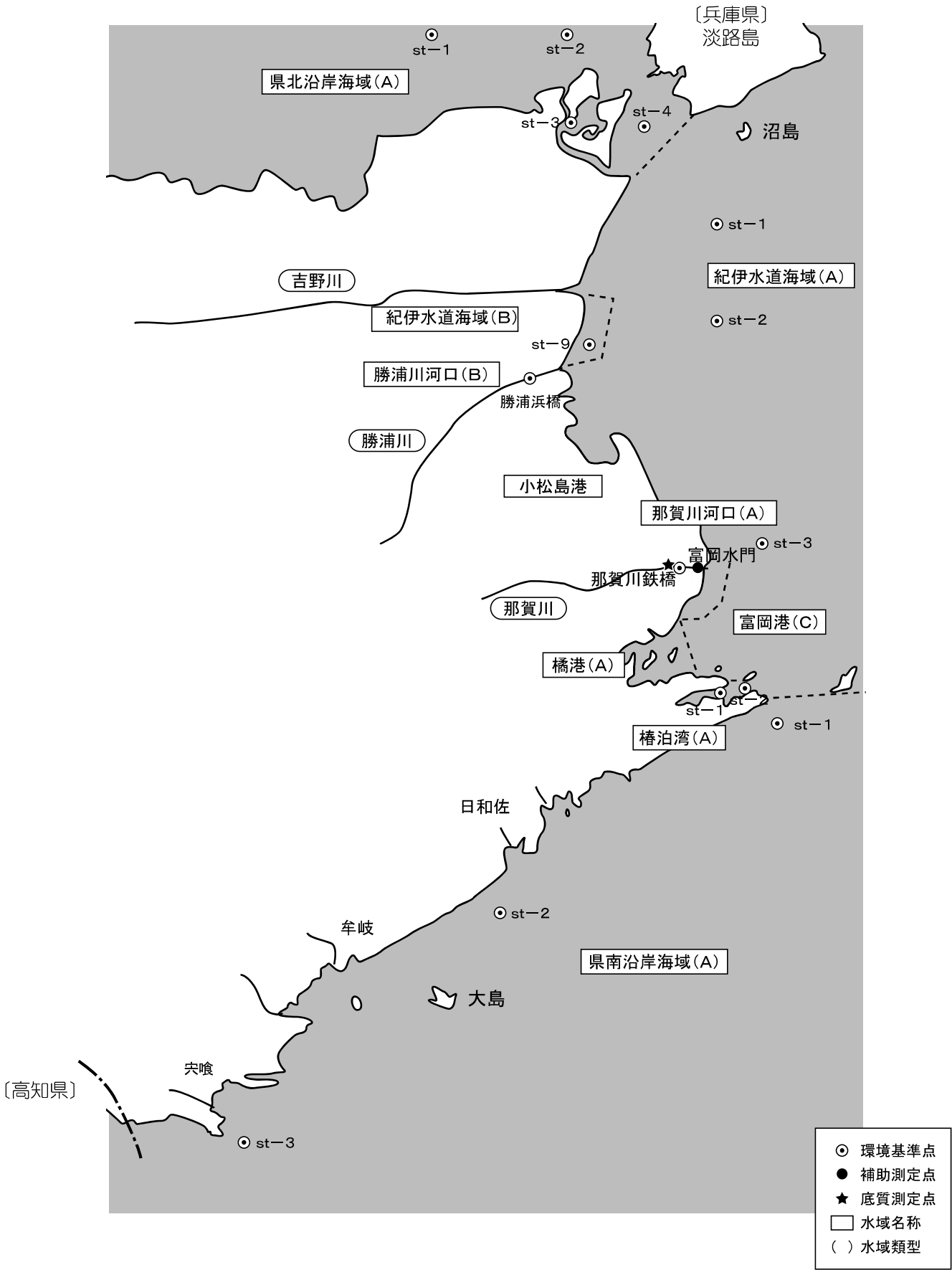


(2) 河川詳細図



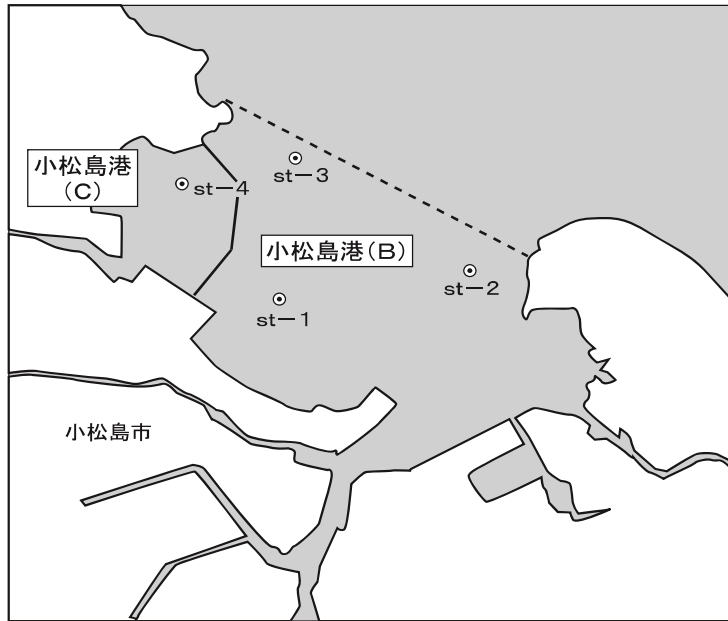
- 環境基準点
- 補助測定点
- ★ 底質測定点

(3) 海域測定地点図

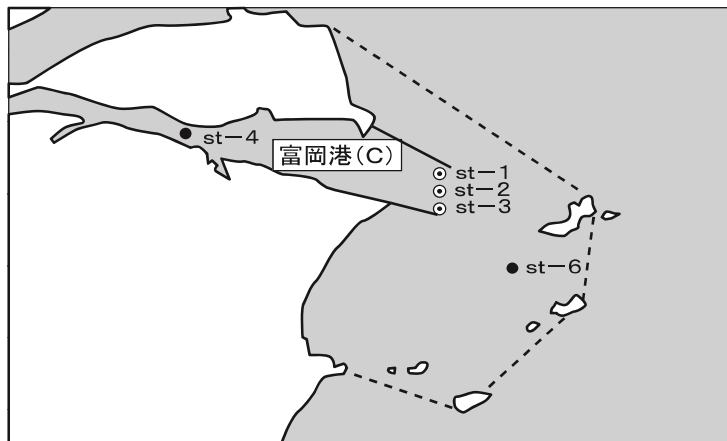


(4) 海域詳細図

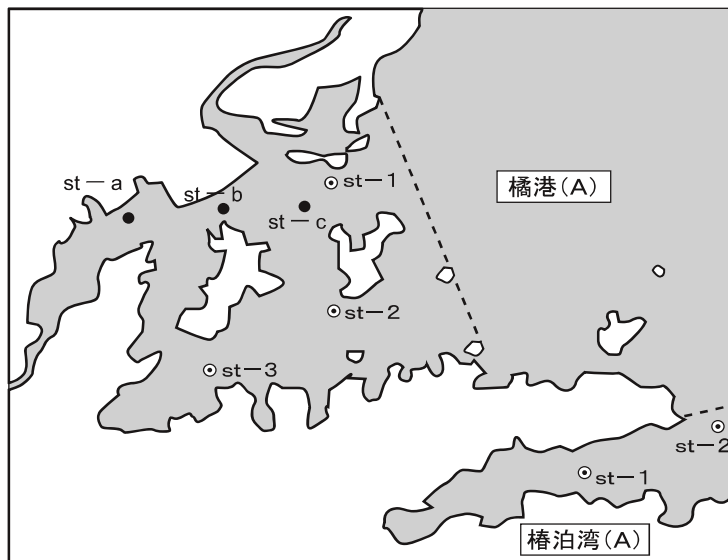
小松島港測定地点図



富岡港測定地点図

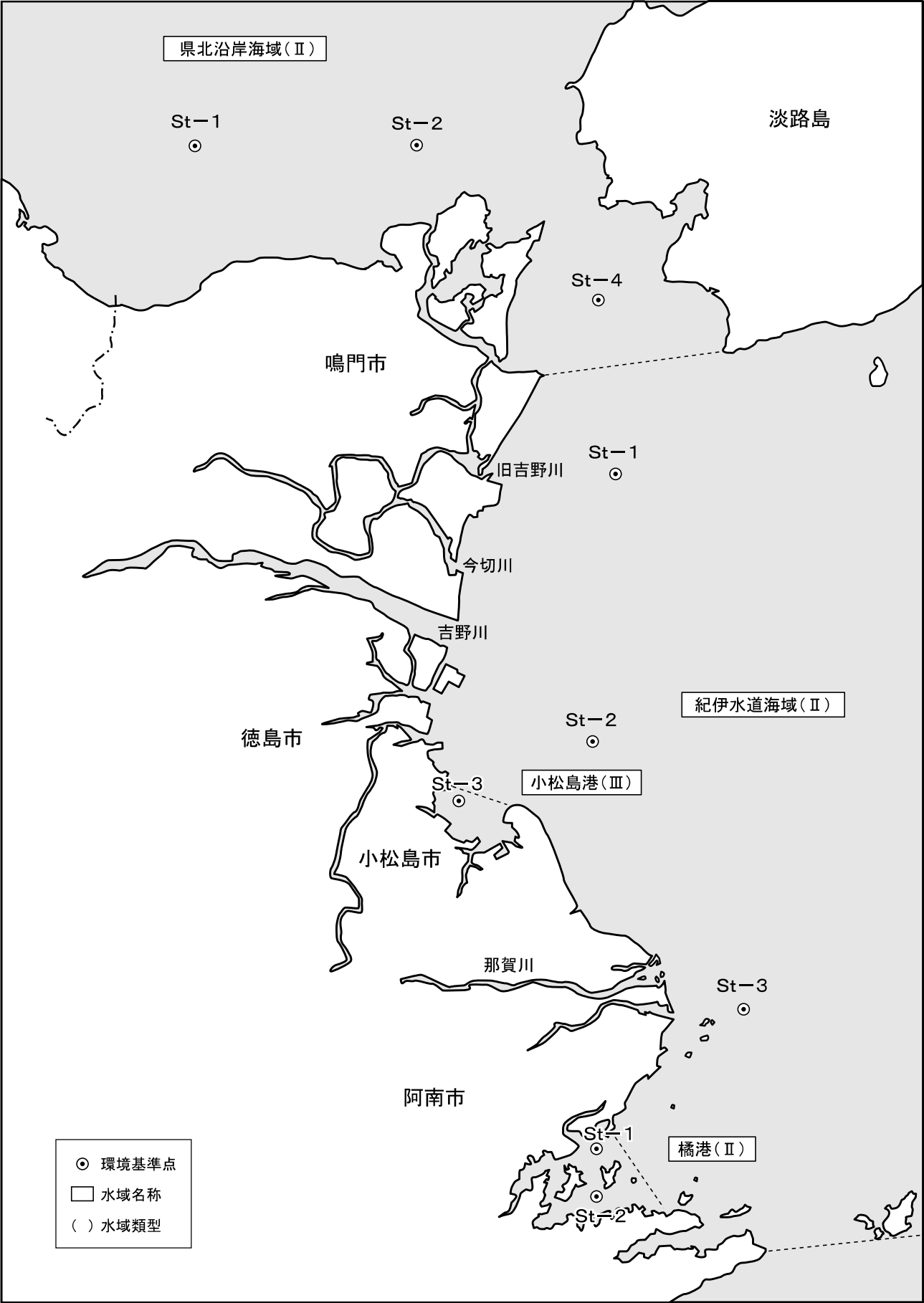


橘港及び椿泊湾測定地点図



- 環境基準点
- 補助測定点
- 水域名称
- () 水域類型

(5) 全窒素・全りんに係る環境基準の水域区分及び環境基準測定点



第2 地下水の水質の測定に関する計画

令和7年度地下水の水質の測定に関する計画

1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、本県の区域に属する地下水の水質の測定に関する国及び地方公共団体の計画を統一的視点から総合的に実施できるよう協議並びに調整して、地下水の水質の測定について必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 測定機関

機	関	名
国土交通省	(四国地方整備局徳島河川国道事務所・那賀川河川事務所)	
徳島県	(環境管理課・保健製薬環境センター・南部総合県民局・西部総合県民局・東部保健福祉局)	
徳島市	(環境保全課)	
美馬市	(環境課)	
北島町	(まちみらい課)	

4 調査方法

(1) 調査区分ごとの調査概要

ア 概況調査（定点方式）

(ア) 目的

利水的に重要な地域等において、重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握することを目的とする。

(イ) 測定地点選定の考え方

利水的に重要な地域、地域の代表的な地点、汚染が見られる地域の周辺など経年的なモニタリングが必要な地点を選定する。

(ウ) 測定項目の考え方

利水的に重要な項目は、原則全項目とする。その他の測定地点においては、目的に応じ必要な項目を測定する。

(エ) 測定頻度の考え方

目的に応じ測定回数を設定する。

(オ) 測定結果の評価方法

環境基準の超過状況、検出状況、経年変化

イ 概況調査（ローリング方式）

(ア) 目的

新たな地下水汚染を発見することを目的とする。

(イ) メッシュ設定及び測定地点選定の考え方

県内を2kmメッシュ、1,161区画に分割し、測定地点が偏在しないように測定地点を設定する。

(ウ) 測定項目の考え方

基本的に全項目を測定するものとする。

(エ) 測定結果の評価方法

測定項目（全項目）の検出状況进行评估する。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

(ア) 目的

概況調査又は事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認し、汚染原因の究明に資する情報を取得することを目的とする。

(イ) 汚染範囲の確認と汚染源の特定の方

汚染が発見された井戸から半径500m程度の範囲内の井戸を調査する。

また、汚染井戸と深度の違う井戸についても、測定を行う。

(ウ) 測定項目の方

汚染が判明している項目、あるいは汚染の可能性が高い項目、及びそれらの分解生成物について測定を実施する。

(エ) 調査時期の方

汚染発見後できるだけ早急実施する。

また、地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には再度実施する。

(オ) 測定結果の評価方法

測定地点すべてにおける検出及び基準値超過を判定し、汚染範囲を確認する。

また、汚染原因が不明の場合は、同一の帯水層の濃度分布及び地下水の流向より原因を推定する。

エ 継続監視調査

(ア) 目的

汚染地域における汚染の動向と、浄化対策による改善効果の確認等を目的とする。

(イ) 測定地点選定の方

汚染源の影響等を確認する上で必要な点を測定地点とする。

(ウ) 測定項目の方

汚染が判明した項目及びそれらの分解生成物等について測定を実施する。

(エ) 測定頻度の方

年1回以上実施することとし、季節的な変動を考慮する。

(オ) 測定結果の評価方法

すべての井戸における環境基準の達成状況及び汚染物質濃度の推移の状況进行评估する。

継続監視調査の終了条件は、個別事例に応じ判断を行う。

(2) 測定方法

原則として参考資料の2(2)に定める方法。

(3) その他

井戸の諸元(井戸の形態、使用目的(ストレーナ位置)、地下水位、地盤高)等についてもできるだけ把握する。

5 測定内容

測定地点、測定項目、測定時期等については11の測定計画表による。

6 前年度からの変更点

(1) 測定地点の変更

	令和7年度	令和6年度	備 考
概況調査 (定点方式)	21	21	●徳島市 1340 M-1 を 1340 M-2 に変更
概況調査 (ローリング方式)	14	19	●測定地点は毎年度変更
継続監視調査	3	3	

(2) 測定項目の変更

	主な変更点
概況調査（定点方式）	変更なし
概況調査（ローリング方式）	変更なし
継続監視調査	変更なし

(3) 測定頻度の変更

	主な変更点
概況調査（定点方式）	変更なし
概況調査（ローリング方式）	変更なし
継続監視調査	変更なし

(4) 測定月の変更

	主な変更点
概況調査（定点方式）	変更なし
概況調査（ローリング方式）	変更なし
継続監視調査	変更なし

7 測定結果の送付及び異常値の報告について

(1) 測定結果の送付

各測定機関は、測定期間内の測定結果を環境省の水質関連システム（WEB報告）を用いて、次年度の5月末日までに報告するものとする。

また、指定様式により取りまとめて、電子メール又は電子媒体により県へ報告するものとする。

(2) 報告が必要な異常値の基準

各測定機関は測定の結果、環境基準の超過が見られた場合には徳島県環境管理課へすみやかに連絡を行い、徳島県環境管理課は関連機関、井戸の所有者等への通知を検討する。

8 事故・災害時の対応

新たな地下水の汚染やその拡散が懸念される事故・災害が発生、発見され、その影響把握が緊急に必要となる場合には、関係機関が協議して迅速に調査を行うものとする。

9 測定結果の公表

測定結果は、水質汚濁防止法第17条に基づき、県のホームページ等で公表するものとする。

10 その他

この計画に定めのない事項については、関係機関が協議して定めるものとする。

11 測定計画表
(1)概況調査計画表
ア 定点方式

[illegible]

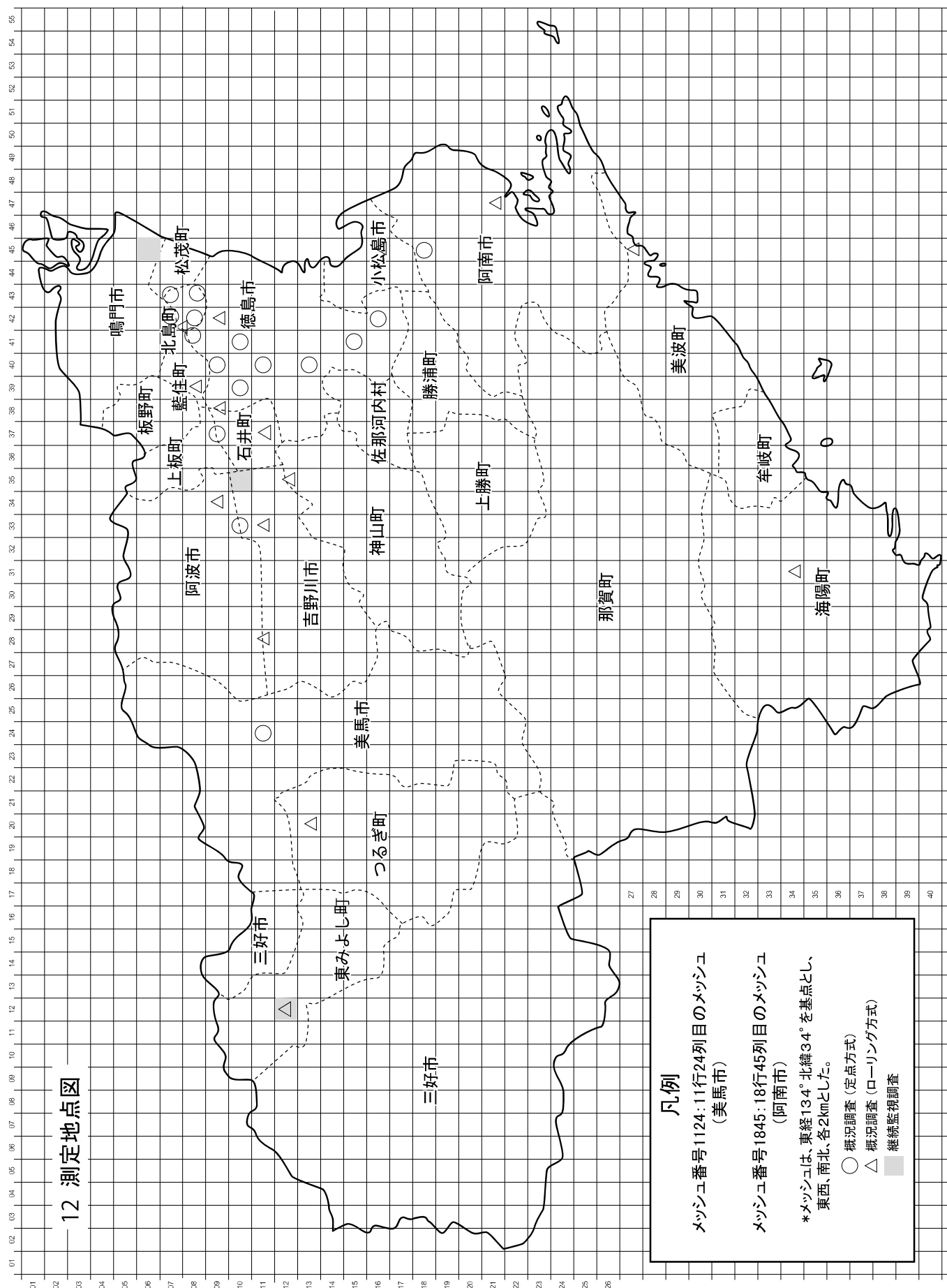
*1 アルキル水銀については、総水銀が検出された検体で測定する。

*2用途 1:水道水源, 2:一般飲用, 3:生活用, 4:工業用, 5:農業用, 6:その他

*3測定理由 1:監視, 2:経年変化, 3:利水影響, 4:発生源近郊, 5:土壌汚染, 6:その他

[illegible]

*2 用途 1:水道水源, 2:一般飲用, 3:生活用, 4:工業用, 5:農業用, 6:その他



第 3 参 考 资 料

1 公共用水域関係

(1) 環境基準の類型指定状況

告 示		指定年月日	水域の名称	範 囲	水域類型	達成期間	基 準 測 定 点
年月日	番 号						
S46. 6. 3	官報号外 第 6 8 号	S 46. 5.25 閣議決定	吉野川上流	大川橋より上流	河川 A A	直ちに達成	国 見 山 橋 (H30.9.1 より ※ H30.8.31 までは大川橋)
			〃 下流	大川橋より下流	〃 A	〃	高 瀬 橋
			旧吉野川上流	吉野川分岐点より潮止堰まで	〃 A	〃	市 場 橋
			〃 下流	潮止堰より下流	〃 B	〃	大 津 橋
			今切川上流	旧吉野川合流点より鯛浜潮止堰	〃 C	〃	鯛浜堰上流側
S62. 6.26	県 告 示 第 5 4 9 号	S62. 6.26	〃 下流	鯛浜潮止堰より下流	〃 B	〃	加賀須野橋
			撫 養 川	全 域	〃 B	〃	大 里 橋
			新町川上流	新町川のうち助任川との合流点から上流	河川 C	直ちに達成	新 町 橋 (旧基準 4 6.5.2 5 河川 E)
			新町川下流	〃 下流	〃 B	〃	旧 漁 連 前 (旧基準 4 6.5.2 5 河川 C)
			富 岡 港	徳島県阿南市富岡港のうち、岡川樋門上流側壁内面延長線及び同港に設置された導流堤の突端を結んだ線と陸岸とによって囲まれた水域	海域 C	直ちに達成	富岡港に設置された導流堤 (通称岡川導流堤) 突端からそれぞれ 2 5 0 m のところに地点を結んだ線上で、流心部 1 (S t - 2)、左岸側 (S t - 1)、右岸側 (S t - 3) 各 1 の 3 地点の表層 (0. 5 m)、中層 (2 m) とし、補助点として福村漁協の重油タンク前の流心部 1 点 (S t - 4)
S47. 4. 1	県 告 示 第 2 7 9 号	〃	神 田 瀬 川	神田瀬川のうち千歳橋より上流	河川 C	直ちに達成	神 代 橋
			小 松 島 港	神田瀬川の千歳橋から小松島港防波堤 (通称一文字) まで	海域 C	〃	港内中央 (S t - 4) の表層 (0. 5 m) 及び中層 (2 m) とし、補助点として防波堤内の航路中央部 (S t - 5)
			〃	小松島市中田町根井の鼻と同市和田島町洲端海上自衛隊小松島航空隊に設置された突堤基部を結んだ線と陸岸によって囲まれた水域 (上欄に掲げる水域を除く)	〃 B	〃	次の 3 地点の表層 (0. 5 m) 及び中層 (2. 0 m) とする。 1 東経 1 3 4 ° 3 6. 5 ′ 北緯 3 3 ° 5 9. 9 ′ 2 東経 1 3 4 ° 3 7. 3 2 ′ 北緯 3 4 ° 0 0. 0 ′ 3 東経 1 3 4 ° 3 6. 6 7 ′ 北緯 3 4 ° 0 0. 5 8 ′
S48. 6. 1	県 告 示 第 3 7 2 号	S 48. 6. 1	那 賀 川	川口ダムから上流	河川 A A	直ちに達成	蔭 谷 橋
			〃	川口ダムから大京原橋まで	〃 A	〃	那賀川橋、補助点として田野橋
			〃	大京原橋から下流	海域 A	〃	那賀川鉄橋

告 示		指定年月日	水域の名称	範 囲	水域類型	達成期間	基 準	測 定 点
年月日	番 号							
S48.6.1	県 告 示 第 3 7 2 号	S48.6.1	桑 野 川	明谷橋から上流	河川 A	1 年後達成	桑 野 谷 橋	
				明谷橋から岡川樋門上流側壁内面延長線まで	" B	"	富 岡 新 橋	
			岡 川	全 域	" B	"	西方潜水橋 (R5.4.1 より ※ R5.3.31 までは文化橋)	
				上勝町正木 (ダム地点) から上流	" A A	直ちに達成	福 原 大 橋	
S49.11.1	県 告 示 第 7 3 8 号	S 49.11.1	勝 浦 川	上勝町正木 (ダム地点) から江田潜水橋下流の潮止堰まで	" A	"	飯谷橋,補助点として江田潜水橋	
				江田潜水橋下流の潮止堰から下流	海域 B	"	勝 浦 浜 橋	
			椿 川	全 域	河川 A	直ちに達成	加 茂 前 橋	
				大原堰から上流	" A	"	大 西 橋	
S49.11.1	県 告 示 第 7 3 8 号	S 49.11.1	打 樋 川	潮止め樋門から上流	" C	"	天 神 橋 (H9.12.1 より ※ H9.11.30 までは打樋川橋)	
				徳島県阿南市椿泊湾陸崎東端と同町舞子島西端を結んだ線及び椿泊湾の陸岸によって囲まれた水域並びにその地先海域	海域 A	"	次の地点の表層と中層とする。 1 東経 134°42.7′ 北緯 33°50.1′ 2 東経 134°43.6′ 北緯 33°50.3′	
			日 和 佐 川	全 域	河川 A	直ちに達成	永田橋,補助点として厄除橋	
				全 域	" A	"	牟岐橋,補助点として中央橋	
S50.10.21	県 告 示 第 7 4 2 号	S 50.10.21	海 部 川	吉野橋から上流	" A A	"	吉 野 橋	
				吉野橋から下流	" A	"	新海部川橋	
			母 川	全 域	" A	"	母 川 橋	
				穴 喰 川	全 域	" A	"	中角大橋 (H29.4.1 より ※ H29.3.31 までは中角橋), 補助点として穴喰橋
			県南沿岸海域	徳島県の沿岸海域のうち阿南市蒲生田岬から南の海域	海域 A	直ちに達成	(基準測定点) 1 東経 134°45.4′ 北緯 33°47.8′ 2 東経 134°32.2′ 北緯 33°40.4′ 3 東経 134°22.0′ 北緯 33°32.6′ (補助測定点) 4 東経 134°33.1′ 北緯 33°43.6′ 5 東経 134°25.4′ 北緯 33°39.1′ 6 東経 134°19.3′ 北緯 33°33.7′	

告 示	指 定 年 月 日		水域の名称	範 囲	水域類型	達成期間	基 準 測 定 点
	年 月 日	番 号					
S51.10.22	S51.10.22	県 告 示 第 8 2 5 号	東北沿岸海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南淡町潮崎とを結ぶ線から北の徳島県海域	海域 A	直ちに達成	(基準測定点) 1 東経 134°29.0′ 北緯 34°15.9′ 2 東経 134°35.6′ 北緯 34°15.9′ 3 東経 134°35.8′ 北緯 34°12.6′ 4 東経 134°40.0′ 北緯 34°12.0′ (補助測定点) 5 東経 134°32.3′ 北緯 34°14.3′ 6 東経 134°38.8′ 北緯 34°11.0′
S53. 3.24	S 53. 3.24	県 告 示 第 2 2 9 号	紀伊水道海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南淡町潮崎とを結んだ線、徳島県阿南市蒲生田岬から前島及び伊島を経て和歌山県紀伊日の御岬灯台に至る線並びに陸岸によって囲まれた徳島県の海域 (下欄に掲げる水域、港則法施行令(昭和40年政令第219号)別表第1徳島県の項の富岡港及び橋港の区域並びに既設類型指定水域を除く。)	海域 A	直ちに達成	(基準測定点) 1 東経 134°41.0′ 北緯 34° 8.0′ 2 東経 134°41.0′ 北緯 34° 2.0′ 3 東経 134°45.0′ 北緯 33°56.0′ (補助測定点) 4 東経 134°37.7′ 北緯 34° 7.0′ 5 東経 134°37.6′ 北緯 34° 4.6′ 6 東経 134°37.6′ 北緯 34° 2.0′ 7 東経 134°40.5′ 北緯 33°59.0′ 8 東経 134°44.0′ 北緯 33°53.0′
				徳島県徳島市沖洲町高洲北端と同地点から東南方1,500 mの地点(北緯34度3分48秒,東経134度36分54秒)とを結んだ線、同地点と徳島県徳島市津田海岸町津田外防波堤東端とを結んだ線、同防波堤、同防波堤南端と徳島県徳島市大原町大崎北端とを結んだ線及び陸岸によって囲まれた海域。(既設類型指定水域を除く。)	" B	"	(基準測定点) 9 東経 134°36.4′ 北緯 34°2.7′ (補助測定点) 10 東経 134°36.8′ 北緯 34°3.3′
H7. 4.18	H7.4.18	県 告 示 第 3 1 2 号	橋 港	港則法施行令別表第1 徳島県の項の橋港の区域	海域 A	直ちに達成	(基準測定点) 1 東経 134°40.3′ 北緯 33°52.25′ 2 東経 134°40.45′ 北緯 33°51.2′ 3 東経 134°39.44′ 北緯 33°50.82′ (補助測定点) 4 東経 134°38.35′ 北緯 33°51.75′ 5 東経 134°39.1′ 北緯 33°51.93′ a 東経 134°39.1′ 北緯 33°51.93′ b 東経 134°39.63′ 北緯 33°52.05′ c 東経 134°40.03′ 北緯 33°52.13′

告 示		指定年月日	水域の名称	範 囲	水域類型	達成期間	基 準 測 定 点	
年月日	番 号							
H10.4.28	県 告 示 第 3 9 1 号	H10.4.28	東北沿岸海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南淡町潮崎とを結ぶ線から北の徳島県海域	海域Ⅱ	直ちに達成	(基準測定点) 1 東経 134°29.0′ 北緯 34°15.9′ 2 東経 134°35.6′ 北緯 34°15.9′ 4 東経 134°40.0′ 北緯 34°12.0′	
			紀伊水道海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南淡町潮崎とを結んだ線、徳島県阿南市蒲生田岬から前島及び伊島を経て和歌山県紀伊日の御岬灯台に至る線並びに陸岸によって囲まれた徳島県の海域 (小松島港の水域及び橘港の水域を除く。)	〃	〃	(基準測定点) 1 東経 134°41.0′ 北緯 34°8.0′ 2 東経 134°41.0′ 北緯 34°2.0′ 3 東経 134°45.0′ 北緯 33°56.0′	
			小 松 島 港	小松島市中田町根井の鼻と同市和田島町洲端海上自衛隊小松島航空隊に設置された突堤基部を結んだ線と陸岸によって囲まれた水域	海域Ⅲ	〃	(基準測定点) 3 東経 134°36.67′ 北緯 34°00.58′	
			橘 港	阿南市大潟町柏の東端から楠ヶ浦北端まで引いた線及び陸岸によって囲まれた海域	海域Ⅱ	〃	(基準測定点) 1 東経 134°40.3′ 北緯 33°52.25′ 2 東経 134°40.45′ 北緯 33°51.2′	
H18.6.30	環境省告示 第 9 3 号	H18.6.30	吉野川上流	大川橋より上流。ただし、早明浦ダム貯水池（早明浦湖）（全域）に係る部分を除く。	河川 生物 A	直ちに達成	国 見 山 橋 (H30.9.1 より ※ H30.8.31 までは大川橋)	
			〃 下流	大川橋より下流	河川 生物 B	〃	高 瀬 橋	

(2) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準等

ア 生活環境の保全に関する環境基準

昭和46年12月28日環境庁告示第59号
最終改正 令和3年10月7日環境省告示第62号

(ア) 河川

a 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水 浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	
D	工業用水2級 農 業 用 水 及びEの欄に掲 げ る も の	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	

(備考) 1 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

2 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生 物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生 物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

b 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (p H)	化学的 酸素要求量 (C O D)	浮遊物質 量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌数
A A	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水 浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農 業 用 水 及びCの欄に掲 げ る も の	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	
C	工業用水 2 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	

- (備考) 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
3 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
4 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用水
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用水
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 室 素	全 り ん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水 産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の 欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水 産 3 種 工 業 用 水 農 業 用 水 環 境 保 全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水 産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水 産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生 物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水 生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生 物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼 稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生 物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する 水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保 全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生 物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場 を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除 き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生 物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する 水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全 ・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

(イ) 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げる もの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上		検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上		

(備考) 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。

2 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生 物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生 物 特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生 物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生 物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生 物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

イ 人の健康の保護に関する環境基準

項 目 名	基 準 値	備考
カドミウム	0.003mg / L 以下	1 基準値は年間平均値とする。 ただし、全シアンに係る基準値
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg / L 以下	については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、
六価クロム	0.02mg / L 以下	
砒素	0.01mg / L 以下	昭和46年12月28日付け環境庁 告示第59号別表1測定方法の欄
総水銀	0.0005mg / L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方
P C B	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg / L 以下	法の定量限界を下回することをい う。
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下	3 海域については、ふっ素及 びほう素の基準値は適用しない。
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg / L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / L 以下	4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒 素の濃度は、日本産業規格K
1,1,1-トリクロロエタン	1mg / L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / L 以下	0102（以下「規格」という。） 3.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6
トリクロロエチレン	0.01mg / L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg / L 以下	により測定された硝酸イオンの 濃度に換算係数 0.2259 を乗じた
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / L 以下	
チウラム	0.006mg / L 以下	ものと規格 43.1 により測定され た亜硝酸イオンの濃度に換算係
シマジン	0.003mg / L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg / L 以下	数 0.3045 を乗じたものの和とす る。
ベンゼン	0.01mg / L 以下	
セレン	0.01mg / L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / L 以下	
ふっ素	0.8mg / L 以下	
ほう素	1mg / L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg / L 以下	

ウ 人の健康保護に係る要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イ ソ キ サ チ オ ン	0.008 mg/L 以下
ダ イ ア ジ ノ ン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04 mg/L 以下
オ キ シ ン 銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プ ロ ピ ザ ミ ド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
ト ル エ ン	0.6 mg/L 以下
キ シ レ ン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニ ッ ケ ル	—
モ リ ブ デ ン	0.07 mg/L 以下
ア ン チ モ ン	0.02 mg/L 以下
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002 mg/L 以下
エ ピ ク ロ ロ ヒ ド リ ン	0.0004 mg/L 以下
全 マ ン ガ ン	0.2 mg/L 以下
ウ ラ ン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫 定) ※PFOS及びPFOAの合計値

エ 水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A 生物特 A 生物 B 生物特 B	0.7mg/L 以下 0.006mg/L 以下 3mg/L 以下 3mg/L 以下
	海 域	生物 A 生物特 A	0.8mg/L 以下 0.8mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A 生物特 A 生物 B 生物特 B	0.05mg/L 以下 0.01mg/L 以下 0.08mg/L 以下 0.01mg/L 以下
	海 域	生物 A 生物特 A	2mg/L 以下 0.2mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A 生物特 A 生物 B 生物特 B	1mg/L 以下 1mg/L 以下 1mg/L 以下 1mg/L 以下
	海 域	生物 A 生物特 A	0.3mg/L 以下 0.03mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A 生物特 A 生物 B 生物特 B	0.001mg/L 以下 0.0007mg/L 以下 0.004mg/L 以下 0.003mg/L 以下
	海 域	生物 A 生物特 A	0.0009mg/L 以下 0.0004mg/L 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A 生物特 A 生物 B 生物特 B	0.02mg/L 以下 0.02mg/L 以下 0.02mg/L 以下 0.02mg/L 以下
	海 域	生物 A 生物特 A	0.1mg/L 以下 0.1mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A 生物特 A 生物 B 生物特 B	0.03mg/L 以下 0.003mg/L 以下 0.03mg/L 以下 0.02mg/L 以下
	海 域	生物 A 生物特 A	0.02mg/L 以下 0.01mg/L 以下

(3) 大腸菌数の環境基準値の設定

類 型	水 域	大腸菌数
河川 AA 類型	吉野川上流 勝浦川上流 那賀川上流 海部川上流	20CFU/100ml 以下
河川 A 類型	吉野川下流 旧吉野川上流 勝浦川下流 那賀川下流 桑野川上流 福井川 椿川 日和佐川 牟岐川 海部川下流 母川 穴喰川	300CFU/100ml 以下
河川 B 類型	旧吉野川下流 撫養川 今切川下流	
	新町川下流 桑野川下流 岡川	1000CFU/100ml 以下
海域 A 類型	県北沿岸海域 紀伊水道海域 県南沿岸海域 橘港 椿泊湾	20CFU/100ml 以下
	那賀川河口	

(備考) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の基準値は適用しない。

る昭、
い、法、
ては方
れて験
らい試
めつ水
定に上
が目、
の規
9他業
5の産
第そ本
示、日。
告し、る。
庁と法す
境の方と
環もるの
年るれも
6よらる
4にげよ
和法掲に
昭方に法
（定号方
準検4析
基た6分
境れ第た
環らしれ
るげ告さ
係据り立
にに境確
濁準環に
汚基に的
質同日学
水、0科
、は3等
はて月法
法つ9方
質方年験
定に9試
水測目4
項和下

昭和46年12月28日
環境庁告示第59号

最終改正
令和3年10月7日
環境省告示第62号

– 47 –

項 目		分 析 方 法
そ の 他 の 項 目	塩素イオン	上水試験方法（モール法）又は J I S K 0 1 0 2（イオン電極法）
	塩素量	広域総合水質調査（環境省）による測定方法
	濁度	上水試験方法（積分球式濁度計）又は J I S K 0 1 0 1 9. 1
	アンモニア性窒素	広域総合水質調査（環境省）による測定方法又は 上水試験方法
	リン酸態リン	広域総合水質調査（環境省）による測定方法又は 上水試験方法
	総クロム	昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号又は 上水試験方法
	マンガン	環境庁告示第 64 号
	鉄	環境庁告示第 64 号
	MBAS	J I S K 0 1 0 2 3 0. 1
	クロロフィル a	広域総合水質調査（環境省）による測定方法
	要監視項目	平成 5 年 4 月 28 日付け環水規 121 号による測定方法 平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号、環水 管発第 031105001 号による測定方法 平成 25 年 3 月 27 日付け環水大水発第 1303272 号による 測定方法 令和 2 年 5 月 28 日付け環水大水発第 2005281 号による 測定方法
	トリハロメタン生成能	平成 6 年 7 月 14 日付け環水管第 149 号 環水規 163 号による測定方法
	透明度	平成 23 年 3 月 24 日付け環水大水発第 110324001 号 による測定方法

イ 底 質

平成 24 年 8 月 8 日付け環水大水発第 120725002 号「底質調査方法について」に掲げられた分析方法による。

(5) 底質の暫定除去基準について

環 水 管 119 号

昭和 50 年 10 月 28 日

都 道 府 県 知 事
権 限 委 任 市 長 殿

環境庁水質保全局長

底質の暫定除去基準について

公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の除去等の基準として、左記のとおり底質の暫定除去基準を定めたので、暫定除去基準値に該当する底質については、しゅんせつ、封じ込め等の所要の対策を講じるとともに、関係者についてもその旨御指導願いたい。なお、所要の対策を講じる際は、「底質の処理・処分等に関する暫定指針」（昭和 49 年 5 月 30 日付け環水管第 113 号）に基づき、二次公害が発生しないように慎重に配慮することとされたい。

おつて、「水銀を含む底質の暫定除去基準について」（昭和 48 年 8 月 31 日付け環水管第 177 号）及び「PCB を含む底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年 2 月 28 日付け環水管第 18 号）は、廃止する。

記

1 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙 1 及び 2 において定める物質ごとの基準値とする。

2 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法について」（平成 24 年 8 月 8 日付け環水大発第 120725002 号。以下「底質調査方法」という。）にのっとり実施する精密調査の結果に基づき、メツシュを設定している場合にあつてはそれぞれのメツシュの通常 4 つの交点の測定値の平均値をもつて当該メツシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあつては、隣り合う 2 点の測定値の平均値をもつて当該区間の平均濃度とし、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、海域においては次式により算出した値(c)以上とし、河川及び湖沼においては 25ppm 以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} (\text{ppm})$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

- (1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によつて算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 (\text{分})}{\text{平均周期 (分)}}$$

- (2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる四地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。
- (3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。
- 1) 漁業が行われていない水域においては、10 とする。
 - 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類（エビ、カニ、シヤコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね 2 分の 1 以下である水域においては、50 とする。
 - 3) 2) の割合がおおむね 2 分の 1 を超える水域においては、100 とする。

PCB を含む底質の暫定除去基準

PCB を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、10ppm 以上とする。

なお、魚介類の PCB 汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

都道府県知事
政令指定都市市長
中核市市長

」 殿

環境省環境管理局水環境部長

底質の処理・処分等に関する指針について（通知）

これまで、水銀、PCB等の有害物質により汚染された底質の対策については、「底質の処理・処分等に関する暫定指針」（昭和49年5月30日付け環水管第113号環境庁水質保全局長通知。以下「暫定指針通知」という。）により対策に係る留意事項の周知を行ってきたところであるが、今般、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成14年7月22日環境省告示第46号）により、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づくダイオキシン類による水底の底質汚染に係る環境基準が定められたことから、水銀、PCBに加えてダイオキシン類に汚染された底質対策を主眼とした見直しを行い、新たに別添のとおり「底質の処理・処分等に関する指針」として取りまとめたので通知する。主な変更点は、監視のために行う調査において簡易分析方法の適用を追加するとともに、工事方法として、しゅんせつ及び掘削並びに封じ込めに加えて無害化を追加したことである。

また、本方針の運用に当たっては、対策の対象となる底質の性状、当該水域の地形、海象、流況及び漁期、漁況等の地域の特性に適合するよう配慮した弾力的な運用を図り、底質の除去等の工事に際しては、二次汚染を発生させることのないよう十分留意されたい。

なお、本方針の通知に伴い、暫定指針通知は廃止する。

2 地下水関係

(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日環境庁告示第10号
最終改正 令和3年10月7日環境省告示第63号

項 目 名	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003mg / L 以下	1 基準値は年間平均値とする。 ただし、全シアンに係る基準値 については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg / L 以下	
六価クロム	0.02mg / L 以下	2 「検出されないこと」とは、 測定方法の欄に掲げる方法により 測定した場合において、その結果 が当該方法の定量限界を下回るこ とをいう。
砒素	0.01mg / L 以下	
総水銀	0.0005mg / L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒 素の濃度は、日本産業規格K 0102(以下「規格」という。)43.2.1、 43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により 測定された硝酸イオンの濃度に 換算係数 0.2259 を乗じたものと 規格 43.1 により測定された亜硝 酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
P C B	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg / L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下	4 1,2-ジクロロエチレンの濃度 は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃 度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体 の濃度の和とする。
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下	
クロロエチレン (別名塩化ビニ ル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg / L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg / L 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg / L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg / L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg / L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / L 以下	
チウラム	0.006mg / L 以下	
シマジン	0.003mg / L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg / L 以下	
ベンゼン	0.01mg / L 以下	
セレン	0.01mg / L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / L 以下	
ふっ素	0.8mg / L 以下	
ほう素	1mg / L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg / L 以下	

(2) 地下水の水質の測定方法等

測定方法は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」によるものとし、その他項目については、日本産業規格、上水試験方法、下水試験方法等科学的に確立された分析方法によるものとする。

項 目		報告下限値	報告下限値未満 の記載方法	分 析 方 法
環境基準項目	カ ド ミ ウ ム	0.0003	< 0.0003	平成9年3月13日 環境庁告示第10号 最終改正 令和3年10月7日 環境省告示第63号
	全 シ ア ン	0.1	N D	
	鉛	0.005	< 0.005	
	六 価 ク ロ ム	0.01	< 0.01	
	ヒ 素	0.005	< 0.005	
	総 水 銀	0.0005	< 0.0005	
	ア ル キ ル 水 銀	0.0005	N D	
	P C B	0.0005	N D	
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.002	< 0.002	
	四 塩 化 炭 素	0.0002	< 0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	< 0.0004	
	クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.0002	< 0.0002	
	1,1-ジクロロエチレン	0.01	< 0.01	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	< 0.002	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	< 0.002	
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	< 0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	< 0.0006	
	トリクロロエチレン	0.001	< 0.001	
	テトラクロロエチレン	0.0005	< 0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	< 0.0002	
	チ ウ ラ ム	0.0006	< 0.0006	
	シ マ ジ ン	0.0003	< 0.0003	
	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.002	< 0.002	
	ベ ン ゼ ン	0.001	< 0.001	
	セ レ ン	0.002	< 0.002	
	硝 酸 性 窒 素	0.05	< 0.05	
	亜 硝 酸 性 窒 素	0.05	< 0.05	
	ふ つ 素	0.1	< 0.1	
	ほ う 素	0.1	< 0.1	
	1,4-ジオキサン	0.005	< 0.005	

項 目		分 析 方 法
そ の 他 項 目	p H	昭和 4 6 年 1 2 月 環 境 庁 告 示 第 5 9 号
	塩 素 イ オ ン	上 水 試 験 方 法 (モ ー ル 法)
	ナ ト リ ウ ム イ オ ン	イ オン ク ロ マ ト 分 析 法
	カ リ ウ ム イ オ ン	
	ア ン モ ニ ウ ム イ オ ン	
	硫 酸 イ オ ン	
	カ ル シ ウ ム イ オ ン	
	マ グ ネ シ ウ ム イ オ ン	
E P N		平成 5 年 4 月 2 8 日 環 水 規 第 1 2 1 号 改 正 平成 5 年 1 0 月 環 水 規 第 2 7 1 号

3 全般

環水企第92号
平成13年5月31日
最終改正 環水大水発第2110073号
環水大土発第2110073号
令和3年10月7日

都道府県知事
政令市市長 殿

環境省環境管理局水環境部長

環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく
常時監視等の処理基準について（抜粋）

第2 水質汚濁防止法関係

1. 常時監視（法第15条関係）

（3）測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合

1）人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

①水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況は、同一測定点（公共用水域にあっては、当該測定点は表層における地点とする）における年間の総検体の測定値の平均値により評価する。その際、測定値が定量下限値未満であった検体については、定量下限値を用いて平均値を算出することとする。

②ただし、全シアンについては基準値が最高値とされたことから、同一測定点における年間の総検体の測定値の最高値により評価する。また、アルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることををもって環境基準達成と判断する。

③さらに総水銀については、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月環境庁告示第59号）別表1備考1及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）別表備考1において、総水銀に係る基準値については、年間平均値として達成、維持することとされているが、年間平均値として達成、維持することとは、同一測定点における年間の総検体の測定値の中に定量下限値未満が含まれていない場合には、総検体の測定値がすべて0.0005mg/lであることをいい、定量下限値未満が含まれている場合には、測定値が0.0005mg/lを超える検体数が総検体数の37%未満であることをいうものとする。

④地下水の環境基準達成状況の評価は、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成元年9月14日環水管第189号）の別紙の「地下水質調査方法」に示す調査区分ごとに、毎年測定結果について、検出の有無とともに、基準値の超過状況（基準値を超過した測定地点の割合または本数）で行うこと。また、必要に応じ、濃度の推移についても評価を行う。なお、地域の全体的な汚染の状況は概況調査における評価を基本とし、その他の調査区分における評価については、それぞれ調査目的を勘案して行うこと。

⑤自然的原因による検出値の評価

ア．公共用水域等において明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されたと判断

される場合は、測定結果の評価及び対策の検討に当たってこのことを十分考慮すること。

イ．ふっ素及びほう素は自然状態で海水中に高濃度で存在していることから、汽水域等において環境基準を超過している水域が多く存在する。環境基準を超過している汽水域等については、海水の影響の程度を把握し、その他の水域とは別に整理することとする。汽水域等における海水の影響の程度の把握方法及び測定結果の整理の方法についての詳細は「汽水域等における「ふっ素」及び「ほう素」濃度への海水の影響程度の把握方法について（平成 11 年 3 月 12 日環水企第 89-2 号、環水管第 68-2 号）によること。

2) 生活環境の保全に関する環境基準

①BOD、CODの環境基準及び水生生物保全環境基準の達成状況の評価

ア．類型指定された水域におけるBOD及びCODの環境基準の達成状況の年間評価については、環境基準点において、以下の方法により求めた「75 %水質値」^{*1}が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

※1 75 %水質値…年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値をもって 75 %水質値とする（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる）。

イ．水生生物保全環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。なお、当該水域における検出状況が、明らかに人為的原因のみならず自然的原因も考えられる場合や、河川の汽水域において海生生物が優占して生息する情報がある場合には、これらのことを踏まえて判断すること。

ウ．複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

②大腸菌数の環境基準の達成状況の評価

ア．大腸菌数については、類型指定により区分された水域ごとに達成又は非達成の評価を行うことは要しないが、個々の環境基準点において、環境基準に適合しているか否かを判断する。

イ．大腸菌数の環境基準の達成状況は、環境基準点において、以下の方法により求めた「90 %水質値」^{*2}が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものと判断する。

※2 90 %水質値…年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値をもって 90 %水質値とする。（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

④海域における全窒素及び全りん的环境基準の達成状況の評価

ア．海域における全窒素及び全りんの環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ．複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

であることをいうものとする。